

4 資料編

(1) 八戸地域広域市町村圏事務組合規約

(昭和46年4月1日県指令第1803号)

変更	昭和47年11月18日県指令第5695号	昭和49年7月18日県指令第4438号
	昭和53年1月17日県指令第122号	昭和55年10月29日県指令第5652号
	平成3年2月1日県指令第441号	平成4年9月1日県指令第3383号
	平成10年3月6日県指令第648号	平成11年3月3日県指令第685号
	平成12年3月30日県指令第1078号	平成16年6月15日県指令第1434号
	平成17年3月18日県指令第664号	平成17年10月31日県指令第2808号
	平成18年1月12日県指令第61号	平成19年2月15日県指令第301号
	平成20年1月10日県指令第32号	平成20年3月25日県指令第648号
	平成23年1月24日県指令第94号	平成25年4月1日県指令第906号
	平成29年5月22日県指令第1309号	

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、八戸地域広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する市町村)

第2条 組合は、次に掲げる市町村（以下「関係市町村」という。）をもって組織する。

八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合の共同処理する事務は、次の表の左欄に掲げる事務の区分に応じ、同表の右欄に掲げる関係市町村に係る事務とする。

1 消防（消防団事務を除く。）に関する事務	八戸市、三戸町、五戸町、田子町、南部町、階上町、新郷村、おいらせ町
2 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）の規定に基づく液化石油ガス設備工事の届出の受理に関する事務	
3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定に基づく介護認定審査会に関する事務	
4 し尿処理施設に関する事務	八戸市、階上町、南部町（合併前の福地村の区域に限る。）
5 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬及び処分に関する事務	
6 し尿又は浄化槽に係る汚泥の収集、運搬又は処分を業とする者に関する廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）の規定に基づく事務	
7 浄化槽の清掃を業とする者に関する浄化槽法（昭和58年法律第43号）の規定に基づく事務	
8 ごみ焼却施設の設置及び管理に関する事務	
9 リサイクルプラザの設置及び管理に関する事務	

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、八戸市内丸一丁目1番1号に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織及び議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、30人とし、関係市町村の組合議員の選出区分は、八戸市は16人とし、町村は各2人とする。

2 組合議員は、関係市町村の長（地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第152条の規定による長の職務代理者を含む。以下同じ。）及び関係市町村の議会において選挙された議員をもってこれに充てる。

- 3 前項の規定にかかわらず、第8条第2項の規定により関係市町村の長が管理者又は副管理者に選任された当該関係市町村にあつては、その組合議員は、当該関係市町村の副市町村長又は当該関係市町村の長の指定する職員及び当該関係市町村の議会において選挙された議員をもってこれに充てる。ただし、関係市町村の長が管理者に選任された当該関係市町村にあつては、当該関係市町村の議会において選挙された議員のみをもって組合議員に充てることができるものとする。
- 4 組合議員の任期は、関係市町村の長、副市町村長又は議会の議員である者にあつては当該長、副市町村長又は議会の議員としての任期によるものとし、関係市町村の長の指定する職員である者にあつてはその指定の日からその指定を解かれる日までの期間とする。
- 5 補欠の組合議員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長及び副議長)

第6条 組合の議会は、組合議員のうちから議長及び副議長各1人を選挙しなければならない。

- 2 議長及び副議長の任期は、組合議員としての任期による。

(特別議決)

第7条 組合の議会の議決すべき事件のうち、関係市町村の一部に係るものの議決については、当該事件に係る市町村から選出されている組合議員の出席者の過半数の賛成を含む出席組合議員の過半数でこれを決する。

第3章 組合の執行機関

(管理者、副管理者及び会計管理者)

第8条 組合に管理者1人、副管理者3人及び会計管理者1人を置く。

- 2 管理者及び副管理者は、関係市町村の長の互選による。ただし、副管理者のうち1人は、管理者の属する関係市町村の副市町村長を充てる。
- 3 管理者及び副管理者の任期は、当該関係市町村の長又は副市町村長としての任期による。
- 4 会計管理者は、管理者の補助機関である職員のうちから、管理者が命ずる。

(職員)

第9条 前条に定める者を除くほか、組合に必要な職員を置く。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、組合議員及び識見を有する者の中から各1人を選任する。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員としての任期によるものとし、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行う。

第4章 組合の経費

(組合の経費の支弁方法)

第11条 組合の経費は、組合財産から生ずる収入、関係市町村の負担金、補助金、借入金その他の収入をもって支弁する。

- 2 前項の関係市町村の負担金の負担割合は、組合の議会の議決を経て定める。

附 則

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。ただし、第3条第2号に規定する事務は、昭和46年7月1日から施行する。

附 則（昭和47年11月18日県指令第5695号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和49年7月18日県指令第4438号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和53年1月17日県指令第122号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（昭和55年10月29日県指令第5652号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成3年2月1日県指令第441号）

1 この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

2 八戸地域広域市町村圏事務組合は、平成3年1月31日限り解散する八戸地区環境整備組合の事務を承継する。

附 則（平成4年9月1日県指令第3383号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成10年3月6日県指令第648号）

この規約は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成11年3月3日県指令第685号）

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月30日県指令第1078号）

この規約は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年6月15日県指令第1434号）

この規約は、平成16年7月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日県指令第664号）

この規約は、平成17年3月31日から施行する。

附 則（平成17年10月31日県指令第2808号）

この規約は、平成18年1月1日から施行する。

附 則（平成18年1月12日県指令第61号）

この規約は、平成18年3月1日から施行する。

附 則（平成19年2月15日県指令第301号）

1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

2 この規約の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。この場合においては、変更後の第8条第1項及び第4項の規定は適用せず、変更前の第8条第1項及び第4項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成20年1月10日県指令第32号）

この規約は、青森県知事の許可のあった日から施行する。

附 則（平成20年3月25日県指令第648号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年1月24日県指令第94号）

この規約は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月1日県指令第906号）

この規約は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成29年5月22日県指令第1309号）

1 この規約中第1条及び次項の規定は平成29年11月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

2 第1条の規定の施行の日前に行われた八戸地域広域ふるさと市町村圏基金に対する青森県からの助成金に相当する額の処分についての青森県の承認は、同条の規定による改正後の八戸地域広域市町村圏事務組規約第13条ただし書の青森県の承認とみなす。

(2) 議会議員名簿

(令和5年10月13日現在)

番号	市町村名	◎ 議長 ○ 副議長	氏名	備考
1	八戸市		土嶺直樹	
2	八戸市		長谷川ひろゆき	
3	八戸市		田名部裕美	
4	八戸市		高橋正人	
5	八戸市		間盛仁	
6	八戸市		久保百恵	
7	八戸市		苔米地あつ子	
8	八戸市	◎	三浦博司	
9	八戸市		石橋充志	
10	八戸市		日當正男	
11	八戸市		藤川優里	
12	八戸市		壬生八十博	
13	八戸市		豊田美好	
14	八戸市		山名文世	
15	八戸市		伊藤圓子	
16	八戸市		立花敬之	
17	三戸町		松尾和彦	町長
18	三戸町		越後貞男	
19	五戸町		若宮佳一	町長
20	五戸町		川村浩昭	
21	田子町		山本晴美	町長
22	田子町		尾形憲男	
23	南部町		工藤祐直	町長
24	南部町		中舘文雄	
25	階上町		荒谷憲輝	町長
26	階上町	○	林貢	
27	新郷村		横田堅悦	副村長
28	新郷村		細川真理子	
29	おいらせ町		小向仁生	副町長
30	おいらせ町		平野敏彦	

(3) 組合の財政

① 令和5年度当初予算

ア 一般会計予算

(歳入)

(単位：千円)

款	5年度	4年度	比較	構成比 (%)
1 分担金及び負担金	6,408,049	6,258,735	149,314	83.5
2 使用料及び手数料	262,161	253,634	8,527	3.4
3 財産収入	134,924	93,132	41,792	1.8
4 繰越金	1	1	0	0.0
5 諸収入	54,165	60,198	△6,033	0.7
6 組合債	815,700	647,300	168,400	10.6
歳入合計	7,675,000	7,313,000	362,000	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	5年度	4年度	比較	5年度の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県支出金	地方債	その他		
1 議会費	11,352	10,871	481				11,352	0.2
2 総務費	8,746	8,419	327				8,746	0.1
3 民生費	92,939	92,427	512				92,939	1.2
4 衛生費	2,719,799	2,387,472	332,327		568,800	401,552	1,749,447	35.4
し尿処理費	503,583	448,799	54,784		90,000	1,137	412,446	
塵芥処理費	1,681,978	1,445,307	236,671		418,500	247,686	1,015,792	
リサイクルプラザ 管理運営費	534,238	493,366	40,872		60,300	152,729	321,209	
5 消防費	4,169,152	4,184,786	△15,634		246,900	49,682	3,872,570	54.3
6 公債費	672,012	628,025	43,987				672,012	8.8
7 予備費	1,000	1,000	0				1,000	0.0
歳出合計	7,675,000	7,313,000	362,000		815,700	451,234	6,408,066	100.0

イ 八戸市消防団等受託事務特別予算

(歳入)

(単位：千円)

款	5年度	4年度	比較	構成比 (%)
1 市 支 出 金	262,114	273,312	△11,198	77.1
2 繰 越 金	1	1	0	0.0
3 諸 収 入	51,885	51,687	198	15.3
4 組 合 債	26,000	12,500	13,500	7.6
歳 入 合 計	340,000	337,500	2,500	100.0

(歳出)

(単位：千円)

款	5年度	4年度	比較	5年度の財源内訳				構成比 (%)
				特定財源			一般財源	
				国・県支出金	地方債	その他		
1 消 防 費	327,187	324,154	3,033		26,000	51,885	249,302	96.2
2 公 債 費	12,813	13,346	△533				12,813	3.8
歳出合計	340,000	337,500	2,500		26,000	51,885	262,115	100.0

② 過去の決算状況

ア 一般会計決算

(歳入)

(単位：円)

款	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 分担金及び負担金	6,824,370,000	5,961,658,000	6,352,782,000	5,963,852,000	6,120,503,000
2 使用料及び手数料	270,085,770	273,566,330	266,920,100	269,180,304	261,028,041
3 国庫支出金	10,815,000	24,532,593			
4 財産収入	115,446,690	86,280,966	70,021,079	123,985,695	161,326,751
5 繰越金	314,124,976	431,699,706	144,504,611	318,155,288	198,065,673
6 諸収入	78,659,709	90,527,537	90,775,567	93,805,401	127,140,136
7 組合債	860,300,000	407,200,000	713,300,000	626,800,000	340,400,000
歳入合計	8,473,802,145	7,275,465,132	7,638,303,357	7,395,778,688	7,208,463,601

(歳出)

(単位：円)

款	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 議会費	9,182,982	9,210,088	8,819,798	9,090,989	9,620,109
2 総務費	6,625,689	6,521,700	6,527,929	7,291,585	7,075,521
3 民生費	90,454,650	93,107,696	80,775,077	87,221,476	84,894,198
4 衛生費	2,782,602,044	2,290,230,005	2,514,649,122	2,443,694,849	2,319,655,162
し尿処理費	843,052,388	402,011,772	523,273,018	453,503,224	401,273,332
塵芥処理費	1,426,872,383	1,434,582,117	1,472,285,675	1,495,937,692	1,420,772,309
リサイクルプラザ管理運営費	512,677,273	453,636,116	519,090,429	494,253,933	497,609,521
5 消防費	4,645,048,271	4,229,716,166	4,219,999,220	4,083,674,371	3,893,127,144
6 公債費	508,188,803	502,174,866	489,376,923	566,739,745	628,261,044
7 予備費					
歳出合計	8,042,102,439	7,130,960,521	7,320,148,069	7,197,713,015	6,942,633,178

イ 八戸市消防団等受託事務特別会計決算

(歳入)

(単位：円)

款	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 市 支 出 金	255,610,000	245,421,000	240,390,000	229,984,000	272,125,000
2 繰 越 金	13,587,207	6,373,699	5,935,702	15,381,767	8,534,284
3 諸 収 入	41,596,697	52,908,636	45,032,537	34,018,482	55,338,275
4 組 合 債	26,000,000	7,900,000	9,100,000	12,900,000	10,300,000
歳 入 合 計	336,793,904	312,603,335	300,458,239	292,284,249	346,297,559

(歳出)

(単位：円)

款	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
1 消 防 費	313,018,164	289,875,469	275,604,083	272,691,594	314,583,667
2 公 債 費	17,402,041	16,792,164	9,472,389	11,058,371	13,336,457
歳 出 合 計	330,420,205	306,667,633	285,076,472	283,749,965	327,920,124

(4) 組合のあゆみ

西 暦	和 暦	事 業 等
1969	昭和44	7.23 八戸地域広域市町村圏の指定を受ける（自治省）
1970	45	3.28 八戸地域広域市町村圏計画を策定
1971	46	4.1 八戸地域広域市町村圏事務組合発足 事務局を八戸市庁舎内に設置 東京事務所を設置 7.1 広域消防事務の開始 八戸市消防団事務を受託 事務局を消防本部庁舎に移転
1973	48	11.1 特別消防隊設置
1974	49	7.18 特別養護老人ホームの共同処理事務を開始 特別養護老人ホーム着工
1975	50	3.25 特別養護老人ホーム「やくら荘」竣工 4.21 特別養護老人ホーム「やくら荘」業務開始
1976	51	2.18 八戸地域広域市町村圏振興整備構想研究報告書を策定
1978	53	4.7 消防本部に特別救助隊設置 12.21 第2次八戸地域広域市町村圏計画を策定
1980	55	3.27 新八戸地域広域市町村圏計画を策定 12.28 事務局を八戸市新庁舎に移転
1981	56	4.1 東京事務所を八戸市に移管
1982	57	7.1 八戸、八戸東、三戸、五戸署の4署に特別救助隊設置
1984	59	12.25 自治省の「地域経済活性化対策推進地域」に選定される
1985	60	4.30 八戸地域経済活性化計画を策定 9.19 新八戸地域広域市町村圏計画後期基本計画を策定
1986	61	1.28 消防救急指令管制システムを設置 4.1 国際消防救助隊を設置
1990	平成2	3.8 自治省の「新地域経済活性化対策推進地域」に選定される 6.22 新八戸地域経済活性化計画を策定 12.20 自治省の「ふるさと市町村圏」に選定される
1991	3	2.1 し尿処理業務の開始（同年1月31日に解散した、八戸地区環境整備組合を統合し業務を引き継ぐ。） 2.15 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金を造成（同年5月と5億円ずつ造成） 3.26 八戸地域ふるさと市町村圏計画を策定
1992	4	9.1 ごみ焼却施設の共同処理事務開始
1993	5	1.11 事務局を八戸地域地場産業振興センターに移転 3.22 八戸環境クリーンセンター第2処理場竣工
1994	6	3.18 八戸環境クリーンセンター管理棟竣工
1995	7	3.31 百石清掃工場を廃止 4.1 （仮称）新清掃工場を八戸清掃工場第一工場に、櫛引清掃工場を八戸清掃工場第二工場に名称変更 7.6 自治省の「地域経済基盤強化対策推進地域」に選定される 9.1 八戸清掃工場第一工場稼働開始
1996	8	3.15 八戸地域ふるさと市町村圏後期計画策定 3.26 八戸地域広域事務組合行政改革大綱策定 7.1 八戸清掃工場第一工場竣工
1997	9	4.1 消防本部、旧八戸圏域水道企業団庁舎に移転 11.1 八戸市防災コミュニティセンター管理事務を受託

西 暦	和 暦	事 業 等
1998	平成10	4.1 リサイクルプラザの設置及び管理運営業務の共同処理開始 7.15 自治省の「新地域経済基盤強化対策推進地域」に選定される 12.25 議会に事務局を設置
1999	11	4.1 介護認定審査会に関する事務の共同処理開始 6.10 国土庁計画・調整局の「地域戦略プラン」に認定される 10.1 介護認定審査会を設置
2000	12	4.1 液化石油ガス設置工事の届出の受理に関する事務の開始 八戸北消防署を設置 八戸リサイクルプラザ起動
2001	13	3.26 第2次八戸地域ふるさと市町村圏計画策定 6.14 総務省の「新地域経済基盤強化対策推進地域」に選定される 10.26 組合創立30周年記念式典
2004	16	7.1 五戸町が倉石村を編入合併したことにより構成市町村が12となる 9.7 総務省の「地域経済活性化対策推進地域」に認定される
2005	17	3.31 八戸市が南郷村を編入合併したことにより構成市町村が11となる
2006	18	1.1 名川町、南部町及び福地村が新たに南部町（なんぶちょう）を新設 合併したことにより構成市町村が9となる 3.1 百石町及び下田町が新たにおいらせ町を新設合併したことにより構 成市町村が8となる 3.22 第2次八戸地域ふるさと市町村圏計画（前期）基本計画の終了年度 を17年度から18年度へ1年延長
2007	19	3.26 第2次八戸地域ふるさと市町村圏計画（前期）基本計画の終了年度 を18年度から19年度へ1年延長 8.31 特定地域経済活性化対策推進地域（第2次）に選定される
2008	20	3.26 第3次八戸地域ふるさと市町村圏計画策定 4.1 八戸市から火薬類取締法に基づく事務を受託
2009	21	4.1 五戸町及び階上町から火薬類取締法に基づく事務を受託
2010	22	4.1 南部町から火薬類取締法に基づく事務を受託 8.21 地域力創造推進地域に選定される
2011	23	4.1 特別養護老人ホームやくら荘を社会福祉法人ファミリーへ移譲 おいらせ町から火薬類取締法に基づく事務を受託 8.27 組合設立40周年記念式典 11.25 消防本部・八戸消防署新庁舎竣工（同年12.25移転）
2012	24	1.1 八戸北消防署の名称をおいらせ消防署に変更 3.8 高機能消防指令センターの運用を開始 4.1 三戸町・田子町・新郷村から火薬類取締法に基づく事務を受託 事務局を八戸市庁に移転し、健康部介護認定審査課を新設
2013	25	4.1 八戸消防署に救助専任の特別救助隊を設置
2014	26	4.1 八戸市馬淵川水防センター管理事務を受託
2015	27	3.23 おいらせ消防署北分遣所新庁舎竣工（同年4.1業務開始）
2017	29	1.1 八戸市の中核市移行に伴い八戸消防署の特別救助隊を高度救助隊に 昇格 4.1 八戸東消防署、三戸消防署に特別救助隊を設置
2018	30	3.31 第3次八戸地域ふるさと市町村圏計画の計画期間満了 広域活動計画に基づくソフト事業の終了 八戸地域広域ふるさと市町村圏基金を廃止 7.23 五戸消防署新庁舎竣工（同年7.31移転）
2019	令和元	7.2 五戸消防署西分遣所新庁舎竣工（同年7.10移転）
2021	3	4.1 組合設立50周年（記念誌「50年のあゆみ」を発行）

(5) 構成市町村の人口等 (国勢調査)

市 町 村	国 勢 調 査 人 口 (人)							令和2年国勢調査就労人口 (人、(%))		
	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	第1次産業	第2次産業	第3次産業
八 戸 市	241,057	242,654	241,920	244,700	237,615	231,257	223,415	3,182 (3.1)	23,408 (22.4)	77,724 (74.5)
(南郷村)	6,926	6,704	6,688	—	—	—	—	—	—	—
三 戸 町	14,440	13,740	13,223	12,261	11,299	10,135	9,082	1,353 (29.7)	872 (19.2)	2,324 (51.1)
五 戸 町	19,005	18,214	17,850	20,138	18,712	17,433	16,042	1,789 (21.0)	2,222 (26.1)	4,500 (52.9)
(倉石村)	3,520	3,452	3,468	—	—	—	—	—	—	—
田 子 町	8,106	7,681	7,288	6,883	6,175	5,554	4,968	959 (35.1)	616 (22.5)	1,157 (42.3)
南 部 町	—	—	—	21,552	19,853	18,312	16,809	2,014 (22.9)	1,932 (22.0)	4,840 (55.1)
(名川町)	10,385	9,871	9,250	—	—	—	—	—	—	—
(南部町)	6,727	6,344	6,104	—	—	—	—	—	—	—
(福地村)	6,271	6,826	7,242	—	—	—	—	—	—	—
階 上 町	12,959	14,428	15,618	15,356	14,699	14,025	13,496	534 (8.6)	1,857 (30.0)	3,804 (61.4)
新 郷 村	3,724	3,498	3,343	3,143	2,851	2,509	2,197	594 (47.1)	217 (17.2)	451 (35.7)
おいらせ町	—	—	—	24,172	24,211	24,222	24,273	1,015 (8.4)	3,403 (28.0)	7,734 (63.6)
(百石町)	9,568	9,931	10,109	—	—	—	—	—	—	—
(下田町)	9,552	11,100	13,111	—	—	—	—	—	—	—
合 計	352,240	354,443	355,214	348,205	335,415	323,447	310,282	—	—	—

※ 産業分類には、他に分類不能の産業がある。

(6) 構成市町村の他の一部事務組合設置状況等

① 他の一部事務組合設置状況

組合名	設置年月日	構成市町村							おいらせ町	圏域外市町村
		八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村		
三戸地区環境整備事務組合	S39. 4. 10		○		○	○				
田子高原広域事務組合	S53. 7. 1		○	○	○	○		○		
八戸圏域水道企業団	S61. 1. 24	○	○	○		○	○		○	六戸町

② 圏域外一部事務組合への加入状況

組合名	設置年月日	構成市町村							おいらせ町	圏域外市町村
		八戸市	三戸町	五戸町	田子町	南部町	階上町	新郷村		
上北地方教育・福祉事務組合	S48. 4. 18								○	十和田市、三沢市、野辺地町、七戸町、六戸町、横浜町、東北町、六ヶ所村
十和田地域広域事務組合	S47. 9. 1			○				○	○	十和田市、六戸町

